## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

## 改 正 現 案 行 付 則 付 則 [ 同左] (新型コロナウイルス感染症に係る保健衛 生業務手当の特例) 5 保健所に勤務する職員が、新型コロナウ 5 保健所に勤務する職員が、新型コロナウ イルス感染症 (病原体がベータコロナウイ イルス感染症 (新型コロナウイルス感染症 ルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、 を指定感染症として定める等の政令(令和 中華人民共和国から世界保健機関に対して、 2年政令第11号)第1条に規定する新型 人に伝染する能力を有することが新たに報 コロナウイルス感染症をいう。)から区民 告されたものに限る。) である感染症をい 等の生命及び健康を保護するために緊急に う。)から区民等の生命及び健康を保護す 行われた措置に係る業務であって、規則で 定めるものに従事したときは、保健衛生業 るために緊急に行われた措置に係る業務で あって、規則で定めるものに従事したとき 務手当を支給する。この場合において、第 は、保健衛生業務手当を支給する。この場 3条の規定は適用しない。 合において、第3条の規定は適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。